

令和5年度 集団指導(居宅介護支援)

度会広域連合



目次

- 1 居宅サービス計画等の同意に関する署名・押印の取扱い
- 2 居宅介護支援費について



目次

- 1 居宅サービス計画等の同意に関する署名・押印の取扱い
- 2 居宅介護支援費について



居宅サービス計画等の同意に関する署名・押印の取扱い

押印を求める手続きの見直し等や、「説明」や「同意」などを書面に代えて「電磁的方法」によることが出来るとされたことを受けて、署名・押印の取扱いについて整理し、次の通り取り扱うこととします。



居宅サービス計画等の同意に関する署名・押印の取扱い

居宅介護支援

居宅サービス計画書第1表の署名・押印の取り扱いについて

居宅サービス計画は利用者等に説明し、文書にて同意を得て交付する必要があります。

基準第13条第10項 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

基準第13条第11項 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

第1表の控えには署名欄を設け、署名にて同意を得て下さい(押印は不要)。

*本人が署名できず代筆する場合は、署名代行欄や代行理由欄を設けて下さい。



居宅サービス計画等の同意に関する署名・押印の取扱い

居宅介護支援

居宅サービス計画第6票(サービス利用票)の署名・押印の取扱いについて
サービス利用票(第6票)については確認を受ける必要があります。

令和3年3月31日に厚生労働省より発出されている通知「「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について」(介護保険最新情報 Vol.958)では、居宅サービス計画書標準様式の第6表(サービス利用票)にて利用者確認欄が削除されておりますが、記載要領の「利用者確認」の項目では、「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票(控)に利用者の確認を受ける。」との記載は以前と変わらず残っております。
そのためサービス利用票(第6表)について、確認を受けたことがわかるようにしておく必要があります。

第6表の控えに署名または押印(いずれでも可)をいただき、利用者の確認を受けたことがわかるようにしてください。

*本人が署名できず代筆する場合は、署名代行欄や代行理由欄を設けて下さい。



居宅サービス計画等の同意に関する署名・押印の取扱い

介護予防支援

介護予防サービス・支援計画書の署名・押印の取り扱いについて

介護予防サービス・支援計画書は利用者等に説明し、文書にて同意を得て交付する必要があります。

基準第30条第10項 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

基準第30条第11項 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

介護予防サービス・支援計画書の控えには、署名にて同意を得て下さい(押印は不要)。

* 本人が署名できず代筆する場合は、代行理由欄を設けて下さい。



居宅サービス計画等の同意に関する署名・押印の取扱い

介護予防支援

介護予防サービス・支援計画書の署名・押印の取り扱いについて

当該説明及び同意を要する介護予防サービス計画原案とは、いわゆる「介護予防サービス・支援計画書」(「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」(平成18年3月31日老振発第0331009号厚生労働省老健局振興課長通知)に示す標準様式を指す。)に相当するものすべてが望ましい(★1)が、少なくとも「目標」、「支援計画」、「【本来行うべき支援ができない場合】適切な支援の実施に向けた方針」、「総合的な方針：生活不活発病の改善・予防のポイント」欄に相当するもの(★2)については、説明及び同意を要するものである。【解釈通知より抜粋】

★1「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」に示す標準様式に相当するものすべてとは
⇒①利用者基本情報、②介護予防サービス・支援計画書、③介護予防支援経過記録、④介護予防支援・サービス評価表

★2少なくとも「目標」、「支援計画」、「【本来行うべき支援ができない場合】適切な支援の実施に向けた方針」、「総合的な方針：生活不活発病の改善・予防のポイント」欄に相当するものとは

⇒介護予防サービス・支援計画書

※介護予防支援については、関連様式例にサービス利用票に相当するものではありません



居宅サービス計画等の同意に関する署名・押印の取扱い

電磁的記録

電磁的記録により確認・同意を得るためには、事前に利用者又は家族の承諾が必要となります。

承諾について

承諾を得た場合は支援経過に記録する等、承諾を得たことが確認できるようにしてください。

確認・同意について

居宅サービス計画等について確認・同意を得たかどうかの確認方法は、利用者等が電子メール等にて同意等の意思表示を示した場合とします。具体的には、相手方が送信したメールを受信する等、相手方から何らかの行動が起こることが必要です。事業所側から一方的に電子メールを送信しているだけでは、同意があったと認められません。



目次

- 1 居宅サービス計画等の同意に関する署名・押印の取扱い
- 2 居宅介護支援費について



居宅介護支援費について

	居宅介護支援費 i	居宅介護支援費 ii	居宅介護支援費 iii
居宅介護支援費 I	40未満	40以上60未満	60以上
居宅介護支援費 II	45未満	45以上60未満	60以上

※居宅介護支援費 II を算定するには、情報通信機器の活用又は事務職員の配置が必要

厚生労働大臣が定める地域に所在する居宅介護支援事業所は、上記の表にかかわらず居宅介護支援費 I - i 又は II - i (要介護1又は要介護2が1076単位、要介護3から要介護5が1398単位)を適用する。



居宅介護支援費について

各町で以下の表に記載のない地域が前スライドの厚生労働大臣が定める地域となります。

町名	地区名
度会町	川口、栗原、中之郷、日向、五ヶ町、小川、火打石、駒ヶ野、小萩、柳、市場、脇出、和井野、南中村、川上、注連指、田口、麻加江、坂井、長原、立花
大紀町	野原、野添、金輪、永会、神原、打見、船木、三瀬川、滝原、阿曾、柏野、崎、大内山
南伊勢町	内瀬、伊勢路、斉田、始神、押渕、泉、神津佐、下津浦、木谷、河内、村山、神前浦、新桑竈、棚橋竈、古和浦、栃木竈、小方竈、方座浦

度会広域連合管内において、厚生労働大臣が定める地域に該当する地域のあった法律は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法になります。掲載した情報は令和5年8月1日現在のものであり、今後法律が変わる可能性があります。各事業所で適宜確認を行い、適切な取り扱いをお願いします。



ご視聴いただきありがとうございました

集団指導

令和5年度はこの動画配信をもって集団指導とします。

資料確認後、事業所番号毎に集団指導参加整理票の提出をお願いします。

運営指導

令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、役場会議室等に書類を持参していただく形式で実施しましたが、令和5年度は事業所様に赴き、現地で運営指導を行う予定としています。該当する事業所様へは1ヶ月前にご連絡させていただきます。

なお、感染症の状況によっては、指導形態を変更させていただく可能性もありますので、ご了承下さい。

